

「ふれあいのまちづくり事業」実施について

平成8年7月17日
厚生省社会・援護局長

平成3年度より「ふれあいのまちづくり事業」を実施し、地域における相談・援助活動の充実や住民の参加による各種福祉サービスの実施等地域福祉の総合的な推進を図ってきたところであるが、これまでの事業の実績等を踏まえ、市区町村社会福祉協議会が実施主体となって、地域における課題への対応や住民の福祉活動への参加並びに共に支え合う地域

社会づくりを図るため、今般、別紙のとおり「ふれあいのまちづくり事業実施要綱」を定め、平成8年7月1日から実施することとしたので、本事業の円滑、適正な実施について十分配慮するとともに、管下市区町村及び関係機関等に対し周知徹底願いたい。
なお、本要綱は、平成8年度以降に指定されたふれあいのまちづくり事業から適用する。

「ふれあいのまちづくり事業」実施要綱

1 目 的

ふれあいのまちづくり事業は、市区町村社会福祉協議会(以下「市区町村社協」という。)が実施主体となって、地域住民の参加と市区町村や福祉施設等の関係機関との連携のもと、地域に即した創意と工夫により具体的な課題に対応すると為に、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりに寄与することを目的とする。

2 事業の種類

ふれあいのまちづくり事業は、A型事業及びB型事業の2種とする。

3 実施主体

(1) A型事業

事業の実施主体は、市区町村社協とする。

ただし、当該市区町村社協は、ボランティア活動の基盤整備が図られ、地域福祉の推進に意欲的に取り組もうとするものでなければならない。

(2) B型事業

事業の実施主体は、原則として人口3万人未満の地域福祉の推進に意欲的に取り組もうとする市区町村社協とし、社会福祉施設と協働して事業を実施するものとする。

4 事業の内容

(1) A型事業

ア 地域福祉活動コーディネーターの配置

(ア) 配置

地域福祉活動コーディネーターは、市区町村社協に配置する。

(イ) 資格

地域福祉活動コーディネーターは、地域福祉の推進に理解と熱意を有し、社会福祉士の資格を有する者又は社会福祉主事の任用資格を有し相談援助の業務に相当の経験を有する者をもって充てる。

(ウ) 職務

地域福祉活動コーディネーターは、①ふれあいのまちづくり事業実施の企画及び立案、②ふれあいのまちづくり推進会の設置及び運

営、③住民のニーズの把握、④住民等の参加の促進並びに市区町村、社会福祉施設及び関係機関・団体等との連携及び調整、⑤その他事業を円滑に実施するための諸業務を行う。

イ ふれあいのまちづくり推進会の設置

(ア) 設置

ふれあいのまちづくり推進会（以下「推進会」という。）は、市区町村社協に設置する。

(イ) 役割

推進会は、事業の企画及び立案に際し提言等を行うとともに、事業の実施に参加し、又は協力する。

(ウ) 構成団体等

推進会は、次の団体等に広く参加を呼びかけて組織する。

市区町村、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア団体、住民参加型サービス団体、老人クラブ等福祉関係団体、保健・医療関係団体、学校、自治会、青年会議所、青年団、婦人会、公民館、商工会議所、企業、労働組合、生活協同組合、農業協同組合等

ウ ふれあい福祉センターの設置

(ア) 設置

ふれあい福祉センターは、市区町村社協に設置する。

(イ) 事業内容

a 総合相談・援助

住民の各種の相談に応じるとともに、相談を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行うなど、一貫、継続してその対応に当たる。

なお、電話相談及び巡回相談等の実施についても配慮する。

b 各種情報の収集、整理

利用者の相談に適切に応じ、継続して課題の対応に当たるため、市区町村、福祉事務所、保健所、高齢者総合相談センター、在宅介護支援センター、障害者地域生活支援センター、社会福祉施設等の相談機関等との連携を図り、各種情報の収集、整理を行う。

c 広報活動の実施

ふれあい福祉センターの総合相談・援助活動等ふれあいのまちづくり事業について、広く住民に周知するため、パンフレットの配布及び市区町村等の広報誌の活用等による広報活動を行う。

(ウ) 相談員の配置

住民のニーズに応じ、法律、保健、医療、教育等に関する専門相談員を配置するとともに、民生委員・児童委員等の協力により常時相談に応じられる体制に配慮する。

エ 地域生活支援事業

ふれあい福祉センター等において把握されたニーズを有する住民、世帯等に対し、生活支援のためのネットワーク等を形成し、見守りから具体的な課題の対応まで幅広い分野にわたる生活支援を継続的に実施する。

(ア) 処遇検討会の設置及び自立支援方策の策定

地域福祉活動コーディネーター、専門援助員及びサービス提供機関等からなる処遇検討会を設置し、地域福祉活動コーディネーターを中心に自立支援方策を策定する。

(イ) 専門援助員及び協力員の確保

生活支援対象者に対する専門的支援を行う専門援助員や見守り等を行う協力員を確保する。

なお、専門援助員は、法律、金融、不動産、保健医療、教育等の専門知識及び技術を有するものとし、協力員は、福祉に理解を有するボランティア等とする。

(ウ) 地域生活支援ネットワーク等の形成

生活支援対象者に対しては、そのニーズの状況に応じ、支援チームや小地域ネットワークによる対応を行う。

a 支援チームの編成

地域福祉活動コーディネーター及び専門援助員を中心に行政機関、関係団体、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア、友人、近隣者等からなる支援チームを編成し、各種サービスを提供するものとする。

b 小地域ネットワークの形成

協力員を中心に民生委員・児童委員、町内会、老人クラブ、青年団、ボランティア団体、ホームヘルパー等との連携による小地域ネットワークを形成し、各種の生活支援を行うものとする。

オ 住民参加による地域福祉事業

地域の実情に応じ、住民参加による地域福祉活動を実施する。

なお、事業例をあげると次のとおりである。

- a 地域福祉活動推進のための啓発普及
- b 地域における新たなサービスや活動の開発
- c 在宅高齢者・障害者等に対する福祉サービス
- d 児童・青少年の健全育成
- e 高齢者、障害者、児童・青少年等の社会参加
- f ボランティア活動の促進

カ 福祉施設協働事業

市区町村社協が、高齢者、障害者、児童の各分野の社会福祉施設と協働し、総合相談、社会福祉施設のノウハウ・設備を生かした各種サービスの提供・開発、住民参加の促進などの事業を実施する。

（ア）地域福祉活動推進員の配置等

市区町村社協に、地域福祉活動推進員を配置する。

地域福祉活動推進員は、①協働事業の企画及び実施、②地域のニーズの把握、③社会福祉施設、行政機関、民生委員－児童委員等との連絡及び調整、④ボランティアの指導等を行う。

（イ）協働事業の実施

社会福祉施設と協働して総合相談、社会福祉施設のノウハウ・設備を活用した各種サービスの提供及び開発、社会福祉施設が有する情報の提供、サービス・活動への住民参加の

促進等地域の実情に応じた協働事業を実施する。

（2）B型事業

4の（1）のカの「福祉施設協働事業」を実施する。

5 A型事業の実施に当たっての留意事項

A型事業の実施に当たっては、4の（1）のア、イ、ウ、エ、オの事業は必須事業とし、カの事業は選択事業とする。

6 秘密の保持

本事業の援助活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、援助活動等により知り得た対象者等の身上及び生活状況等の秘密を守らなければならない。

7 実施期間

（1）A型事業

事業の実施期間は、5年間とする。なお、選択事業にあっては、3年間とする。

（2）B型事業

事業の実施期間は、5年間とする。

8 事業の評価

本要綱をもって指定された「ふれあいのまちづくり事業」については、事業実施後3年終了時において、当該市区町村社協の事業の成果を評価し、その継続の是非について検討を行うものとする。

9 その他

平成4年度から平成7年度に指定された「ふれあいのまちづくり事業」の事業実施期間は、5年間（モデル的、先駆的事业にあっては3年間）とする。また、事業内容については、従前の平成3年9月30日社協第206号本職通知「ふれあいのまちづくり事業の実施について」によるものとする。

「ふれあいのまちづくり事業」実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
ふれあいのまちづくり事業の実施について 〔平成8年7月17日 社援地第68号 都道府県知事 各 指定都市市長 社会・援護局長 へて〕 平成3年度より「ふれあいのまちづくり事業」を実施し、地域における相談・援助活動の充実や住民の参加による各種福祉サービスの実施等地域福祉の総合的な推進を図ってきたところであるが、これまでの事業の実績等を踏まえ、市区町村社会福祉協議会が実施主体となって、地域における課題への対応や住民の福祉活動への参加並びに共に支え合う地域社会づくりを図るため、今般、別紙のとおり「ふれあいのまちづくり事業実施要綱」を定め、平成8年7月1日から実施することとしたので、本事業の円滑、適正な実施について十分配慮するとともに、管下市区町村及び関係機関等に対し周知徹底願いたい。 なお、本要綱は、平成8年度以降に指定されたふれあいのまちづくり事業から適用する。 「ふれあいのまちづくり事業」実施要綱 1 目 的 ふれあいのまちづくり事業は、市区町村社会福祉協議会（以下「市区町村社協」という。）が実施主体となって、地域住民の参加と市区町村や福祉施設等の関係機関との連携のもと、地域に即した創意と工夫により具体的な課題に対応するとともに、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりに寄与することを目的とする。 2 事業の種類 ふれあいのまちづくり事業は、A型事業及びB型事業の2種とする。	ふれあいのまちづくり事業の実施について 〔平成3. 9. 20 社庶第206号 都道府県知事 各 指定都市市長 社会局長 へて〕 地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「ふれあいのまちづくり事業実施要綱」を定めたので、了知のうえ、この事業の円滑な実施について特段の配慮を願いたい。 なお、貴管下市区町村及び関係機関等に対し、本事業の趣旨の普及徹底が図られるよう十分配慮されたい。 「ふれあいのまちづくり事業」実施要綱 1 目 的 ふれあいのまちづくり事業は、<u>地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図ることを目的とする。</u> 2 事業の種類 ふれあいのまちづくり事業は、A型事業及びB型事業の2種とする。

改正後	改正前
3 実施主体 (1) A型事業 事業の実施主体は、市区町村社協とする。 ただし、当該市区町村社協は、ボランティア活動の基盤整備が図られ、地域福祉の推進に意欲的に取り組もうとするものでなければならない。 (2) B型事業 事業の実施主体は、原則として人口3万人未満の<u>地域福祉の推進に意欲的に取り組もうとする市区町村社協とし、社会福祉施設と協働して事業を実施するものとする。</u> 4 事業の内容 (1) A型事業 ア 地域福祉活動コーディネーターの<u>配置</u> (ア) <u>配置</u> 地域福祉活動コーディネーターは、市区町村社協に<u>配置する。</u> (イ) <u>資格</u> 地域福祉活動コーディネーターは、地域福祉の推進に理解と熱意を有し、社会福祉士の資格を有する者又は社会福祉主事の任用資格を有し相談援助の業務に相当の経験を有する者<u>をもつて</u>充てる。 (ウ) <u>職務</u> 地域福祉活動コーディネーターは、①ふれあいのまちづくり事業実施の企画及び立案、②ふれあいのまちづくり推進会の設置及び運営、③住民のニーズの把握、④住民等の参加の促進並びに<u>市区町村、社会福祉施設及び関係機関・団体等との連携及び調整、⑤その他事業を円滑に実施するための諸業務を行う。</u>	3 実施主体 (1) A型事業 事業の実施主体は、市区町村社会福祉協議会（以下「市区町村社協」という。）とする。 ただし、当該市区町村社協は、<u>ボランティア事業（昭和60年6月10日社庶第68号厚生省社会局長通知）の実施等により、ボランティア活動の基盤整備が図られ、地域福祉の推進に意欲的に取り組もうとするものでなければならない。</u> (2) B型事業 事業の実施主体は、原則として人口3万人未満の市区町村社協とする。 ただし、当該市区町村は、<u>事業の一部又は全部を、地域福祉の推進に意欲的に取り組もうとする社会福祉を経営する社会福祉法人等に委託することができ</u>る。 4 事業の内容 (1) A型事業 ア 地域福祉活動コーディネーターの<u>設置</u> (ア) <u>設置</u> 地域福祉活動コーディネーターは、市区町村社協に<u>設置する。</u> (イ) <u>任用資格</u> 地域福祉活動コーディネーターは、地域福祉の推進に理解と熱意を有し、社会福祉士の資格を有する者又は社会福祉主事の任用資格を有し相談援助の業務に相当の経験を有する者<u>から任用する。</u> (ウ) <u>職務</u> 地域福祉活動コーディネーターは、①ふれあいのまちづくり事業実施の企画及び立案、②ふれあいのまちづくり推進会の設置及び運営、③住民のニーズの把握、④住民等の参加の促進並びに社会福祉施設及び関係機関・団体等との連携及び調整、⑤その他事業を円滑に実施するための諸業務を行う。

改正後	改正前
イ ふれあいのまちづくり推進会の設置 (ア) 設置 ふれあいのまちづくり推進会(以下「推進会」という。)は、市区町村社協に設置する。 (イ) 役割 推進会は、事業の企画及び立案に際し提言等を行うとともに、事業の実施に参加し、又は協力する。 (ウ) 構成団体等 推進会は、次の団体等に広く参加を呼びかけて組織する。 市区町村、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア団体、<u>住民参加型サービス団体</u>、<u>老人クラブ等福祉関係団体</u>、<u>保健・医療関係団体</u>、<u>学校</u>、<u>自治会</u>、<u>青年会議所</u>、<u>青年団</u>、<u>婦人会</u>、<u>公民館</u>、<u>商工会議所</u>、<u>企業</u>、<u>労働組合</u>、<u>生活協同組合</u>、<u>農業協同組合</u>等 ウ ふれあい福祉センターの設置 (ア) 設置 ふれあい福祉センターは、市区町村社協に設置する。 (イ) 事業内容 a <u>総合相談・援助</u> 住民の各種の相談に応じるとともに、<u>相談を通じて見出された課題に対して、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を行うなど、一貫、継続してその対応に当たる。</u> なお、電話相談及び巡回相談等の実施についても配慮する。 b 各種情報の収集、整理 利用者の相談に適切に<u>応じ、継続して課題の対応に当たるため、市区町村、福祉事務所、保健所、高齢者総合相談センター、在宅介護支援センター、障害者地域生活支援センター、社会福祉施設等の相談機関等との連携を図り、各種情報の収集、整理を行う。</u>	イ ふれあいのまちづくり推進会の設置 (ア) 設置 ふれあいのまちづくり推進会(以下「推進会」という。)は、市区町村社協に設置する。 (イ) 役割 推進会は、事業の企画及び立案に際し提言等を行うとともに、事業の実施に参加し、又は協力する。 (ウ) 構成団体等 推進会は、次の団体等に広く参加を呼びかけて組織する。 市区町村、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、<u>ボランティア</u>、<u>老人クラブ等福祉関係団体</u>、<u>保健・医療関係団体</u>、<u>学校</u>、<u>自治会</u>、<u>青年会議所</u>、<u>青年団</u>、<u>婦人会</u>、<u>公民館</u>、<u>商工会議所</u>、<u>企業</u>、<u>労働組合</u>、<u>生活協同組合</u>、<u>農業協同組合</u>等 ウ ふれあい福祉センターの設置 (ア) 設置 ふれあい福祉センターは、市区町村社協に設置する。 (イ) 事業内容 a <u>相談援助</u> 住民の各種の相談に応じるとともに、<u>必要に応じ、専門機関等を紹介し、又は福祉サービスを紹介する。</u> なお、電話相談及び巡回相談等の実施についても配慮する。 b 各種情報の収集、整理 利用者の相談に適切に<u>応じられるようにするため、市区町村、福祉事務所、保健所、高齢者総合相談センター、在宅介護支援センター等の相談機関との連携を図り、各種情報の収集、整理を行う。</u>

改正後	改正前
c 広報活動の実施 ふれあい福祉センターの総合相談・援助活動等ふれあいのまちづくり事業について、広く住民に周知するため、パンフレットの配布及び市区町村等の広報誌の活用等による広報活動を行う。 (ウ) 相談員の配置 住民のニーズに応じ、法律、保健、医療、教育等に関する専門相談員を配置するとともに、民生委員・児童委員等の協力により常時相談に応じられる体制に配慮する。 エ 地域生活支援事業 ふれあい福祉センター等において把握されたニーズを有する住民、世帯等に対し、生活支援のためのネットワーク等を形成し、見守りから具体的な課題の対応まで幅広い分野にわたる生活支援を継続的に実施する。 (ア) 処遇検討会の設置及び自立支援方策の策定 地域福祉活動コーディネーター、専門援助員及びサービス提供機関等からなる処遇検討会を設置し、地域福祉活動コーディネーターを中心に自立支援方策を策定する。 (イ) 専門援助員及び協力員の確保 生活支援対象者に対する専門的支援を行う専門援助員や見守り等を行う協力員を確保する。 なお、専門援助員は、法律、金融、不動産、保健医療、教育等の専門知識及び技術を有するものとし、協力員は、福祉に理解を有するボランティア等とする。 (ウ) 地域生活支援ネットワーク等の形成 生活支援対象者に対しては、そのニーズの状況に応じ、支援チームや小地域ネットワークによる対応を行う。	c 広報活動の実施 ふれあい福祉センターの相談援助活動等ふれあいのまちづくり事業について、広く住民に周知するため、パンフレットの配布及び市区町村等の広報誌の活用等による広報活動を行う。 (ウ) 相談員の配置 住民のニーズに応じ、法律、保健、医療、教育等に関する専門相談員を配置するとともに、民生委員・児童委員等の協力により常時相談に応じられる体制に配慮する。 エ 地域の実情に応じた福祉サービス事業 地域の実情に応じて、(ア)の「モデル的、先駆的事业」を実施するほか、少なくとも(イ)の「生活支援地域福祉事業」及び(ウ)の「小地域福祉ネットワークづくり事業」のいずれかを実施する。 (イ) 生活支援地域福祉事業 ふれあい福祉センター等において把握された専門的対応が必要な福祉ニーズを有する住民、世帯等に対し、次により問題の解決に当たる。 a 処遇検討会の設置及び自立援助方策の策定 地域福祉活動コーディネーター、専門援助員及びサービス提供機関等からなる処遇検討会を設置し、地域福祉活動コーディネーターを中心に自立援助方策を策定する。 b 専門援助員の確保 援助対象者に専門的援助を行う専門援助員を確保する。 なお、専門援助員は、法律金融、不動産、保健医療、教育等の専門知識及び技術を有するものとする。

改正後	改正前
<u>a 支援チームの編成</u> 地域福祉活動コーディネーター及び専門援助員を中心に行政機関、関係団体、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア、友人、近隣者等からなる<u>支援チームを編成し、各種のサービスを提供するものとする。</u> <u>b 小地域ネットワークの形成</u> 協力員を中心に民生委員・児童委員、町内会、老人クラブ、青年団、ボランティア団体、ホームヘルパー等との連携による小地域ネットワークを形成し、<u>各種の生活支援を行うものとする。</u> <u>オ 住民参加による地域福祉事業</u> 地域の実情に応じ、住民参加による地域福祉活動を実施する。 なお、事業例をあげると次のとおりである。 <u>a 地域福祉活動推進のための啓発普及</u> <u>b 地域における新たなサービスや活動の開発</u> <u>c 在宅高齢者・障害者等に対する福祉サービス</u> <u>d 児童・青少年の健全育成</u> <u>e 高齢者、障害者、児童・青少年等の社会参加</u> <u>f ボランティア活動の促進</u>	<u>c 援助チームの編成</u> <u>援助対象者に対する援助活動は、地域福祉活動コーディネーター及び専門援助員を中心に行政機関、関係団体、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア、友人、近隣者等からなる援助チームを編成し、各種のサービスを提供することにより問題の解決を図る。</u> <u>(ウ) 小地域福祉ネットワークづくり事業</u> 小地域において、民生委員・児童委員が中心となり地域の様々な人々の参加を得ながら、<u>次により地域住民の抱える様々なニーズに対する援助活動を行う。</u> <u>a 地域住民の理解と協力</u> 本事業の実施に当たっては、<u>広く地域住民の参加のもとに、在宅福祉サービス等についての話し合い、情報交換等を行うことにより、住民の地域福祉活動に対する理解と協力を得るものとする。</u> <u>b 小地域福祉ネットワークの形成</u> 民生委員・児童委員は、町内会、老人クラブ、青年団、ボランティア団体、<u>企業及びホームヘルパー等との連携による小地域福祉ネットワークを形成し、援助対象者等のニーズの調査、把握及びニーズに応じた援助活動等を行う。</u> <u>c 活動地域</u> <u>当該事業が効果的に実施できる地域とする。</u> <u>(ア) モデル的、先駆的事业業</u> 地域の実情に応じた住民参加のモデル的、先駆的な事業を実施する。 なお、事業例をあげると次のとおりである。 <u>a 地域福祉活動推進のための啓蒙普及事業</u> <u>b 在宅老人・障害者等に対する福祉サービス事業</u> <u>c 児童・青少年に対する健全育成事業</u> <u>d 老人、障害者、児童・青少年等の社会活動参加事業</u> <u>e ボランティア活動基盤強化事業等</u>

改正後	改正前
<u>カ 福祉施設協働事業</u> <u>市区町村社協が、高齢者、障害者、児童の各分野の社会福祉施設と協働し、総合相談、社会福祉施設のノウハウ・設備を生かした各種サービスの提供・開発、住民参加の促進などの事業を実施する。</u> (ア) 地域福祉活動推進員の配置等 <u>市区町村社協に、地域福祉活動推進員を配置する。</u> <u>地域福祉活動推進員は、①協働事業の企画及び実施、②地域のニーズの把握、③社会福祉施設、行政機関、民生委員・児童委員等との連絡及び調整、④ボランティアの指導等を行う。</u> (イ) 協働事業の実施 <u>社会福祉施設と協働して総合相談、社会福祉施設のノウハウ・設備を活用した各種サービスの提供及び開発、社会福祉施設が有する情報の提供、サービス・活動への住民参加の促進等地域の实情に応じた協働事業を実施する。</u> (2) B型事業 <u>4の(1)のカの「福祉施設協働事業」を実施する。</u> 5 <u>A型事業の実施に当たっての留意事項</u> <u>A型事業の実施に当たっては、4の(1)のア、イ、ウ、エ、オの事業は必須事業とし、カの事業は選択事業とする。</u>	<u>オ 福祉施設地域福祉活動啓発事業</u> <u>社会福祉施設の設備及び当該施設職員の知識、技術等を次により地域の援助対象者等に提供する。</u> (ア) 地域福祉活動指導員の配置等 <u>社会福祉施設に、地域福祉活動指導員を配置する。</u> <u>地域福祉活動指導員は、①事業計画の策定、②地域住民のニーズの把握、③社会福祉協議会、行政機関、民生委員・児童委員等との連絡及び調整、④ボランティアの指導等を行う。</u> (イ) 設備の活用 <u>社会福祉施設の有する浴室、厨房、機能訓練室、集会室等を活用した各種サービスを提供する。</u> (ウ) 施設の情報の提供 <u>地域の援助対象者等からの各種相談に対して、専門スタッフが情報の提供を行う。</u> (エ) 施設職員の派遣 <u>行政機関、社会福祉協議会、学校、福祉団体等が行う地域福祉活動等に職員を派遣し、専門的知識、技術を提供する。</u> (オ) 地域活動への参加及び協力 <u>社会福祉施設は、市区町村、社会福祉協議会等が行う地域活動等に積極的に参加、協力する。</u> (2) B型事業 <u>4の(1)のオの「福祉施設地域福祉活動啓発事業」を実施する。</u> <u>なお、実施に当たっては社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政機関等と十分な連携を図るものとする。</u>

改正後	改正前
<u>6 秘密の保持</u> <u>本事業の援助活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、援助活動等により知り得た対象者等の身上及び生活状況等の秘密を守らなければならない。</u> <u>7 実施期間</u> <u>(1) A型事業</u> <u>事業の実施期間は、5年間とする。なお、選択事業にあつては、3年間とする。</u> <u>(2) B型事業</u> <u>事業の実施期間は、5年間とする。</u> <u>8 事業の評価</u> <u>本要綱をもって指定された「ふれあいのまちづくり事業」については、事業実施後3年終了時において、当該市区町村社協の事業の成果を評価し、その継続の是非について検討を行うものとする。</u> <u>9 その他</u> <u>平成4年度から平成7年度に指定された「ふれあいのまちづくり事業」の事業実施期間は、5年間(モデル的、先駆的事业にあつては3年間)とする。また、事業内容については、従前の平成3年9月30日社庶第206号本職通知「ふれあいのまちづくり事業の実施について」によるものとする。</u>	<u>5 秘密の保持</u> <u>本事業の援助活動及び相談活動等を行う者は、援助対象者及び利用者の人格を尊重するとともに、援助活動等により知り得た援助対象者等の身上及び生活状況等の秘密を守らなければならない。</u> <u>6 実施期間</u> <u>事業の実施期間は、4の(1)のエの「地域の実情に応じた福祉サービス事業」の(ア)の「モデル的、先駆的事业」にあつては、3年間とし、(イ)の「生活支援地域福祉事業」及び(ウ)の「小地域福祉ネットワークづくり事業」にあつては、5年間とする。</u> <u>なお、上記以外の事業にあつては、事業実施成果の進展等を評価することとし、事業実施後5年を目安に事業実績を踏まえて見直しを行う。</u>